

消費者問題 ニュース

CONTENTS / 2021.1 No.197

レポート	1
全国ファクタリング被害ホットラインの結果報告／「連鎖販売取引における若年者等の被害防止に関する規制強化を求める意見書」について	
事件情報	3
消費者契約法の不当条項の解釈において、事業者を救済する方向で、契約条項に文言を補い限定解釈をすることは、極力控えるのが相当であるとした判決／情報商材購入に関するカード決済につき行ったチャージバック申請が不法行為に当たるとして消費者が提訴された事例（事業者敗訴）	
催事紹介	4

レポート

全国ファクタリング被害ホットラインの結果報告

2020年11月11日、「全国ファクタリング被害ホットライン」が行われました。本ホットラインはコロナ禍による資金繰りの悪化等に伴い、債権譲渡の形式（ファクタリング）を装い金利規制を潜脱しようという違法な業者の存在が明らかになってきたため、開催したものです。相談件数は全部で18件、うち事業者ファクタリングが7件、給与ファクタリングが7件、その他のファクタリングが2件、ファクタリングでないものが2件でした。

感想としては、予想よりも事業者ファクタリングが多いという印象です。

給与ファクタリングは、個人の給与を債権譲渡の形式をとって業者が買い取る形で、勤務先（第三債務者）に知られることを恐れる利用者の心理を逆手に取って、実質高金利をとるという手法です。緊急事態宣言が発出され、生活に困窮する多くの給与所得者が手を出してしまうのではないかと危惧されました。しかし、労働債権については直接払いの原則があり、金融庁を含め早い段階で給与ファクタリングの問題点が示されたことから、現在、給与ファクタリングの被害は下火になっています。

一方、事業者ファクタリングは、売掛金等の債権について債権譲渡の形式をとって業者が買い取る形式で、利用者の顧客等（第三債務者）に知られることを恐れる利用者の心理を逆手に取って、実質高金利をとるという手法です。

利息制限法の潜脱であること、貸金業法上の問題があること等は給与ファクタリングと事業者ファクタリングで何ら違いはありません。第三債務者に通知されてしまうと、取引停止に追い込まれかねないという点、資金繰りの困難性から一度手を出してしまうとなかなかこれを断ち切ることができないという点が問題です。このような事業者ファクタリングは、実質的にはヤミ金の高金利と変わらないものも多く、利用者は遅かれ早かれ破綻するのではというところが危惧されるところです。

今回本ホットラインを実施するに当たり、eラーニングとマニュアルを作成しました。利息制限法の適用について、貸金業法上の問題点及び貸金業法の金利規制からの救済方法等について解説をしています。これらの研修材料に接し、ファクタリング問題を研鑽することができ、今後の相談等に向けて非常に有益な情報を得ることができました。

また、給与ファクタリング及び事業者ファクタリングに該当しない別のカテゴリに属するファクタリングも2件ほど相談がありました。これは、利息制限法、貸金業法（場合によっては出資法）等の金利規制を潜脱する動きが常に存在していることを示すものではないかと思えます。当部会としては、このような動きを常に注視していかなければならないと考えています。

なお、今回の事業者ファクタリングの相談は東京・大阪に集中していました（東京・大阪は事業者ファクタリングの相談が多いのに対し、地方は給与ファクタリングが多いという構図です）。件数が18件（うちファクタリング16件）なので、このことから傾向を一般化するのは早計ですが、何らかの傾向を示唆するものではないかとも考える次第です。

最後に、当部会としては、今後も、金利規制の潜脱がないかどうかを常に注視していきながら、潜脱する動きがあるときはこれと闘っていかうと考えております。事業者ファクタリングは、金利規制との関係では容易に勝てるという状況ではありませんが、部会員一同、高金利の潜脱を許さないという目的の下、粉骨砕身していく覚悟です。

この度は、全国で本ホットラインを実施いただきありがとうございます。今後、同様のホットラインを実施する際にもぜひご協力をお願いいたします。

多重債務部会

副委員長 小野仁司（神奈川県）



「連鎖販売取引における若年者等の被害防止に関する規制強化を求める意見書」について

1 若年者の「マルチ」トラブル増加と成年年齢引下げ

マルチ取引とは、商品やサービス等の事業に、「儲かる」ことを期待して自ら代金や登録料等（特定負担）を支払って加入し、さらに友人や知人等を勧誘して加入させれば自分の収入（特定利益）にもつながる取引のことです。特定商取引に関する法律（以下「特商法」といいます。）で規制する連鎖販売取引とは必ずしも一致しませんが、ここではまとめて「マルチ」と記載します。

マルチで取り扱われる商品やサービスは、以前は健康食品、化粧品、浄水器等の物品販売が多かったのですが、最近では利益收受型の取引、すなわち投資に関するDVDやソフトのほか、暗号資産（仮想通貨）や情報商材といった「モノなしマルチ」が流行しています。全国の消費生活センターに寄せられるマルチの相談数は毎年1万件強が続いていましたが、SNSをはじめとするインターネットの利用を背景に、近年では20歳代の若年者による「モノなしマルチ」の相談が顕著です。SNS等で勧誘される「モノなしマルチ」では、利益收受の仕組みが不明なものや勧誘者との連絡手段がLINEのやりとり限定されているものなどが多く、相談を受けても解決は容易ではありません。

マルチに関するトラブル相談に占める20歳未満の件数はこれまで非常に少数でしたが、それは、事業者側が民法の未成年者取消しを警戒したためと考えられています。しかし、2022年4月1日に成年年齢が18歳に引き下げられれば、現在20歳代の若年者に急増しているマルチのトラブルが、さらに社会経験の乏しい18歳や19歳まで拡大することが懸念されています。

2 日弁連の提言

日弁連では、連鎖販売取引に対する特商法上の規制強化について、2012年4月13日及び2015年5月8日に意見書を公表して提言を重ねてきましたが、今般、若年者のトラブル急増と成年年齢の引下げに鑑み、あえて現下の喫緊の課題に論点を絞り込んで、2020年10月

21日に「連鎖販売取引における若年者等の被害防止に関する規制強化を求める意見書」を取りまとめ、以下のとおり提言しました。

(1) 22歳以下の者との間の連鎖販売取引の禁止

内閣府消費者委員会による「成年年齢引下げ対応検討ワーキング・グループ報告書」（2017年1月）では、大学・専門学校への進学率等を考慮した上で、18歳から22歳を念頭にした「若年成人」への消費者被害の防止・救済に言及しており、本意見書でも、少なくとも22歳以下の者との間では特商法の連鎖販売取引を禁止すべきであると提言しました。法律で年齢を区切ることに異論もあるかもしれませんが、学生の場合は同級生や先輩の誘いを断れなかったり、SNS等で知り合った相手の誘いを安易に信用してしまったり、あるいは就職していても同僚や上司の誘いを断れない場合があったり、人間関係によって組織を拡大させるマルチならではの対策や配慮が必要です。しかも、連鎖販売取引は、加入者が後続の加入者を順次勧誘していくところ、社会経験の乏しい若年の新規加入者が、その取引の仕組みやリスクについて、次の加入者に正確かつ十分な説明をした上で適切に勧誘することは非常に難しいと考えられます。

(2) 利益收受型の取引等に関する連鎖販売取引の禁止

金融商品まがいの取引、ジャパンライフ等の商品預託取引、投資用DVD・ソフトや、「モノなしマルチ」の代表例である暗号資産（仮想通貨）、情報商材等といったいわゆる利益收受型の取引について、連鎖販売取引の手法をとることは禁止すべきです。取引対象の「儲かる」と、連鎖販売取引の「儲かる」によって二重の利益を期待させて勧誘すると、「儲からない」「損をする」という可能性について冷静な判断を鈍らせることとなります。また、上記のとおり、新規加入者が後続の加入者を順次勧誘する

という特性上、複雑な投資商品等についての正確な説明や理解は期待できません。

(3) 借入金やクレジット等による連鎖販売取引の勧誘の禁止

借入金やクレジット等の与信（返済までの期間が2か月を超えない場合を含む。）を利用した特定負担を伴う連鎖販売取引を勧誘することは禁止すべきです。そもそも、借入れをしてまで連鎖販売取引に参加するのは「儲かった分から返済すればよい」という計算があるからです。とすれば、勧誘に際し、返済額を上回る利益が確実に得られるといった断定的判断の提供があることは容易に推認され、構造的に誤認を招く販売方法といえます。

(4) 行政処分、民事効（取消権）、適格消費者団体の差止請求権の導入

上記の禁止すべき行為については、規制の実効性や被害救済の観点から、特商法に基づく行政処分の対象とすることや加入者に契約の取消権を付与すること、さらに適格消費者団体の差止請求権の対象とすることが必要であり、本意見書ではこれらの点も指摘しました。

3 法改正や規制強化の必要性

副業ブームや投資への関心が高まっている昨今、インターネット上の勧誘で若年者のトラブルが急増していることや成年年齢の引下げが2022年4月に迫る中、連鎖販売取引の規制強化は待たなしの緊急の課題です。また、健康磁気治療器等の販売預託商法を展開したジャパンライフ事件は、マルチ商法の販売システムを利用することで会員数と金額を増やし、約7000人・2000億円もの大規模被害となりました。ジャパンライフ事件の反省から販売預託商法の法規制は具体化しつつありますが、連鎖販売取引に関する見直しは手付かずのままです。早急な見直しに向け、各方面からの働きかけを是非お願いいたします。

罰則法・特商法部会
副委員長 小林由紀（札幌）

東京

消費者契約法の不当条項の解釈において、事業者を救済する方向で契約条項に文言を補い限定解釈をすることは、極力控えるのが相当であるとした判決（東京高裁令和2年11月5日判決（確定））

1 事案の概要

本件は、適格消費者団体であるNPO法人埼玉消費者被害をなくす会（以下「なくす会」といいます。）が、株式会社ディー・エヌ・エー（以下「DeNA」といいます。）に対して、消費者契約法8条1項1号及び3号に該当する不当契約条項の使用差止めを求めていた訴訟における控訴審の判決です。令和2年11月5日、東京高等裁判所は、DeNAの使用する条項について、差止めを認めたま地裁令和2年2月5日の判決を維持し、同社の控訴を棄却する判決を言い渡しました。実質的になくす会の全面勝訴の判決と評価できます。控訴審判決は、大筋において、原審判決の判決理由や判断を維持したのですが、消費者契約法における不当条項の解釈の在り方について後記のとおり踏み込んだ明確な判断をしている点で、より重要性が高いと考えています。DeNAと類似の条項を使用している事業者は、他のゲーム運営会社を含め、インターネット系の通信販売事業者等多く存在します。判決は、これらの事業者に対し、事実上、利用規約の見直しを迫る効果があり、今後、関係事業者が自主的に利用規約を見直すことが期待されます。以下、控訴審判決の要点を紹介します。

2 争点と主張

原審からの主要な争点は、DeNAの使用する契約条項をどのように解釈するかという点でした。なくす会が条項の使用差止めを求めていた規定は、「当社の措置によりモバゲー会員に損害が生じても、当社は、一切損害を賠償しません」（DeNA モバゲー会員規約7条3項）という規定です。なくす会は、同条項は、消費者契約法8条1項1号及び3号各前段の損害賠償義務を一切免責する趣旨の規定であることを理由に差止めを求めていました。一方、DeNAは、この条項は、前提となる規約7条1項が正しく適用された場合にのみ適用される条項で、例えば、その該当性についてDeNAが誤って適用して、会員資格を取り消した場合には、7条1項も7条3項も、（結果として）適用されないで、不当条項には該当しないと主張していました。

3 原審判決

原審は、7条1項の規約のうち、特にc号「他のモバゲー会員に不当に迷惑をかけた当社が判断した場合」及びe号「その他、モバゲー会員として不適切であると当社が判断した場合」という規定は、「著しく明確性を欠くと言わざるを得ない」、「客観性を十分に伴う判断でなくとも許されると解釈する余地がある」として、このような不明確な条項が7条1項に含まれている以上、差止請求訴訟の制度趣旨（消費者契約法12条以下）や消費者契約法3条1項1号の条項の明確化の要請から、DeNAの主張するような限定的な解釈をすることによって不当条項性を否定することはできないとし、消費者契約法8条にふ

れる不当条項性を認め、なくす会の請求を認容する判断をしました。

4 控訴審判決

控訴審において、DeNAは、規約7条1項c号およびe号について「当社が合理的に判断した場合」と文言を修正したので、解釈が明確になったとの理由も追加して原審判決の変更を求めました。しかし、控訴審は、「『合理的に判断した』の意味内容は極めて不明確であり」これによって解釈が明確になったとは言えないと判示し、DeNAの主張を排斥しました。また、DeNAが「他の企業においても『合理的な判断』との条項の意味内容につきトラブルが生じていない」ことを理由に自社の規定の意味内容も明確であると主張したことについても、控訴審はトラブルが生じていないことで解釈の不明確性が否定されるわけではないと排斥しました。さらに、DeNAが、「一般に合理的限定解釈は許される」と主張したことに対して、控訴審は、消費者契約法の不当条項の解釈においては、「事業者を救済する（不当条項性を否定する）との方向で、消費者契約の条項に文言を補い限定解釈をすること、同項（執筆注：消費者契約法3条1項1号）の趣旨に照らし、極力控えるのが相当である」という重要な判断を示しました。消費者契約法における契約条項の解釈手法の在り方を明確にした高裁判決は、初めてだと思います。このように、控訴審は、消費者契約においては、条項の文言に明確性が要求されるとともに、事業者が後付けで文言に意味を補うことによって不当条項性を免れようとすることは原則として許されないという姿勢を明確化しました。

5 まとめ

DeNAのような主張が認められると、個別の訴訟においては結論に大きな違いが生じないとしても、適格消費者団体による差止請求訴訟は事実上全く機能しなくなることも考えられ、訴訟代理人団は大きなプレッシャーを感じていました。しかし、高裁判決がこの点をより明確に判示してくれたので、今後の適格消費者団体の差止業務にも良い影響を与えてくれると思います。

なお、この判断は、不当条項性について訴訟や紛争が顕在化していない他の事業者にも当てはまるものです。これまで、ゲーム運営会社やインターネット系の通信販売事業者は、消費者に対して利用停止措置や会員資格取消措置等の不利益な措置を課したときに、類似の条項を盾に「当社の判断です」「理由は教えられません」などの対応も見られたところですが、このような対応も改められることになると思われます。

何よりも多くの事業者がこの判決を真摯に受けとめ、消費者契約の条項をより明確かつ公正なものに修正していくことを期待しています。

長田淳（埼玉）

事件情報

広島

情報商材購入に関するカード決済につき行ったチャージバック申請が不法行為に当たるとして消費者が提訴された事例（事業者敗訴）（東京簡裁令和2年10月14日判決（確定））

1 事案の概要

本件は、いわゆる「情報商材」に関する事案です。情報商材とは、SNS、インターネット等で「簡単に利益を上げる方法があるので、それを教える」などと消費者を勧誘し、情報料等の名目で金銭を交付させる商法です。

業者が販売する「商材」は、ネット通販の転売で利益を上げる方法（せどり）の指南とか、仮想通貨を自動で取引するアプリを開発したので入金をするだけで利益が出るなどというものまで様々です。

本件において、消費者は、「数百万円の利益を上げることができる」などの勧誘を受けたことから、せどり指南の情報を業者より購入し、総額6万5000円を4社のクレジットカードにて、支払いしました。

その後、消費者は、不審を抱き、情報商材被害対策広島弁護士団に相談し、同弁護士団において各カード会社に対してチャージバックの申請を行ったところ、5万5000円分の決済について取消が認められました。

これに対し、消費者のチャージバック申請が業者に対する不法行為に当たるとして、業者が、消費者に対し、チャージバック認容額相当額の損害賠償請求を行ったのが本件訴訟となります（業者側本人訴訟）。

2 判決の概要

本判決は、業者の勧誘において消費者契約法4条1項2号の断定的判断の提供があったと認定しました。

また、本件において、消費者が本件契約の瑕疵に基づ

く請求権を全て放棄する旨の合意書が業者と消費者との間で交わされた事実がありましたが、同書面に基づく業者側の主張についても「明らかに消費者契約法に反する」などとして主張を排斥しました。

上記判断に基づき本判決は、消費者が行ったチャージバック申請は業者に対する不法行為には当たらないとの認定を行いました。

3 判決の意義

本判決は、業者の勧誘行為が断定的判断の提供に該当すること、及び合意書の内容が消費者契約法に反することを理由として、チャージバック申請の違法性が否定された結果、不法行為が成立しないと判断されたものと解されます。

本件は、広島在住の消費者が東京簡裁に提訴された事案であり、移送申立ては認められませんでした。尋問を経ずに勝訴を得られたことは不幸中の幸いでした。

情報商材被害対策広島弁護士団では、平成30年7月の結成以来、これまで140件以上の相談を受け、業者等との交渉に当たっていますが、その中でもクレジット決済により業者に支払を行っている事案が多くあります。

問題のある情報商材業者が決済代行会社を通じてクレジット決済を利用できる現状が続く限り、今後も本件のような事案が生じることが予想されますので、一つの事例として、本裁判例を紹介いたしました。

清水正之（広島）

催事 第63回 全国証券問題研究会・WEB大会

日時 2021年2月20日(土) 10時30分～18時15分
場所 WEB開催(Zoomウェビナー利用予定)
主催者 全国証券問題研究会
問合せ先 弁護士 太田賢志 ota@aoi-law.com TEL 03-3501-3600

午前中は、証券事件の入門講座を行います。午後は、東京大学大学院加藤貴仁教授による複雑な金融商品の規制をテーマにした講演、筑波大学木村真生子教授による行動経済学と証券規制をテーマにし

た講演、証券事件の判決・和解報告等が行われる予定です。なお、金融商品取引業者・商品先物取引業者等の代理人をされている方等については、参加をお断りする場合がございますので、ご了承ください。

催事 第84回 先物取引被害全国研究会・WEB大会

日時 2021年3月27日(土) 10時～19時
開催方法 WEB開催(Zoomウェビナー利用予定)
主催者 先物取引被害全国研究会
参加費 未定(2,000円程度)
問合せ先 弁護士 加藤了嗣 TEL 052-684-6630

午前中は、初心者にも分かりやすい入門講座を準備する予定です。午後は、論文「不招請勧誘の規制における勧誘の概念」を発表された愛知大学の上杉めぐみ准教授を講師にお招きします。その他、実

務に役立つ研究発表や判決・和解報告等を予定しています。なお、金融商品取引業者・商品先物取引業者等の代理人をされている方等については、参加をお断りする場合がございますので、ご了承ください。

編集後記

ニュース出版部に所属して約1年半になりますが、初の編集長を務めました。編集会議では多岐にわたる消費者問題への取組等を知ることができ、毎回勉強になっています。また、最近はシンポジウムや研究会等がオ

ンラインで開催されることが多くなりましたが、実際に会場に行くよりも参加しやすいため、より多くの有益な情報に接することができるようになったと実感しています。今後も本ニュースをはじめとして多くの情報

を収集するように努め、消費者被害の救済に役立てていきたいと思っています。

品谷圭佑

発行：日本弁護士連合会消費者問題対策委員会 〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3 TEL:03-3580-9841 FAX:03-3580-2896
（「消費者問題ニュース」は再生紙を使用して作成しています。）